

参 考 資 料

資料1 . 八幡市バリアフリー基本構想検討協議会設置規則 -----	参 - 1
資料2 . 八幡市バリアフリー基本構想検討協議会委員名簿 -----	参 - 2
資料3 . 八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程 -----	参 - 4
資料4 . 八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会構成メンバー -----	参 - 6
資料5 . 八幡市バリアフリー基本構想策定の体制 -----	参 - 7
資料6 . 八幡市バリアフリー基本構想策定の経緯 -----	参 - 8
資料7 . パブリックコメント（意見募集）の結果 -----	参 - 9
資料8 . 用語の説明 -----	参 - 12

資料 1 .八幡市バリアフリー基本構想検討協議会設置規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、八幡市バリアフリー基本構想検討協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定に基づき、八幡市バリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するに当たり、必要な事項を検討するため、協議会を設置する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 30 名以内で組織する。

2 委員は、高齢者、障害者、学識経験者、公共交通事業者、道路管理者、京都府公安委員会その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、基本構想の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 協議会に委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、都市整備部まちづくり推進課において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、委員長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

資料2. 八幡市バリアフリー基本構想検討協議会委員名簿（平成22年2月現在）

敬称略：順不同

区分	種別	氏名	所属・役職等	備考
委員	学識経験者	田中 直人	摂南大学工学部建築学科教授	委員長
		空閑 浩人	同志社大学社会学部社会福祉学科教授	副委員長
	市民委員	植村 辰男	自治連合会 教育福祉部会長	
		島田 昌彦	自治連合会 教育福祉部	
		小西 慧一郎	自治連合会 生活環境部会長	
		松田 清重	八幡市老人クラブ連合会 副会長	
		坂本 全広	八幡市身体障がい者協会 副会長	
		増田 秀美	八幡市ろうあ協会 会長	
		菅原 和子	八幡市難聴者協会 副会長	
		磯部 治	京都府視覚障がい者協会八幡支部長	
		阿野 勝	八幡市手をつなぐ親の会 会長	
		勝村 智奈美	八幡市PTA連絡協議会 会長	平成21年度
		三浦 房江	八幡市PTA連絡協議会 会長	平成20年度
		和多田 田鶴子	八幡市社会福祉協議会 会長	
		河原 正秀	八幡市商工会 会長	
		小林 恭一	市民公募	
		坂本 行啓	市民公募	
		吉川 栄樹	市民公募	
		日原 ひとみ	市民公募	
	本郷 弥香	市民公募	H20.6.10まで	
	公共交通事業者	河辺 正人	京阪電気鉄道株式会社 鉄道事業部技術課長	
		宮田 一夫	京阪バス株式会社 大阪地区長	平成21年度
		濱野 博一	京阪バス株式会社 京都南地区運輸長（男山営業所長）	平成20年度
	公安委員会	前中 一徳	八幡警察署交通課長	平成21年度
		西野 隆司	八幡警察署交通課長	平成20年度
	道路管理者	柿本 伍市	国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所交通対策課長	
		野田 泰弘	京都府山城北土木事務所 企画調整室長	
八幡市	竹延 信三	副市長		
オブザーバー	羽田 祐治	国土交通省近畿運輸局京都運輸支局首席運輸企画専門官		
	稲垣 勝彦	山城広域振興局 企画総務部企画振興室長	平成21年度	
	西村 紀寛	山城広域振興局 企画総務部企画振興室長	平成20年度	
	堀口 文昭	八幡市 政策推進部長	平成21年度	
	黒川 京重	八幡市 政策推進部長	平成20年度	
	小西 茂	八幡市 総務部長	平成21年度	
	横田 哲	八幡市 総務部長	平成20年度	
	河上 高志	八幡市 福祉部長	平成21年度	
	北村 章	八幡市 福祉部長	平成20年度	

区分	氏名	所属・役職等	備考
オブザーバー	山本 信二	八幡市 健康部長	平成21年度
	堀口 文昭	八幡市 健康部長	平成20年度
	大石 正直	八幡市 都市整備部長	
事務局（八幡市まちづくり推進課）	山本 清利	都市整備部次長、まちづくり推進課長事務取扱	
	岸本 洪一	まちづくり推進課長	平成20年度
	福田 賢二	まちづくり推進課 主幹	
	二上 章司	まちづくり推進課 主幹	平成21年度
	浦本 康仁	まちづくり推進課 主幹	平成20年度
	武用 権太	まちづくり推進課 係長	
	亀井 雅史	まちづくり推進課 主査	

資料3 . 八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）に基づき、市内の重点整備地区について、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成するに当たり、八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置し、その組織、運営等について必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 庁内検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市内の旅客施設及びその周辺地区のバリアフリー化の現状の把握に関する事項
- (2) 重点整備地区に係る基本構想の作成に関する事項
- (3) その他基本構想を作成するために必要な事項

(組織)

第3条 庁内検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 都市整備部長
- (2) 都市整備部次長
- (3) 政策推進課長
- (4) 総務課長
- (5) 商工観光課長
- (6) 福祉総務課長
- (7) 子育て支援課長
- (8) 健康推進課長
- (9) 高齢介護課長
- (10) 障がい福祉課長
- (11) 計画・公園課長
- (12) 管理・交通課長
- (13) 道路河川課長
- (14) 教育総務課長
- (15) まちづくり推進課長

2 前項で規定する者が出席できない場合は、所属部から代理人として課長相当職の者を必要に応じて出席させることができる。

(庁内検討会を代表する者)

第4条 庁内検討会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、庁内検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副座長は、座長を補佐し、座長が欠けたときはその職務を代行する。
- 4 座長は、都市整備部長をもって充て、副座長は、都市整備部次長をもって充てる。

(会議)

第 5 条 庁内検討会は、座長が必要と認めたときに、座長が招集し主宰する。

(庶務)

第 6 条 庁内検討会の庶務は、まちづくり推進課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、庁内検討会の運営に必要な事項は、座長が庁内検討会に諮って定めるものとする。

附 則

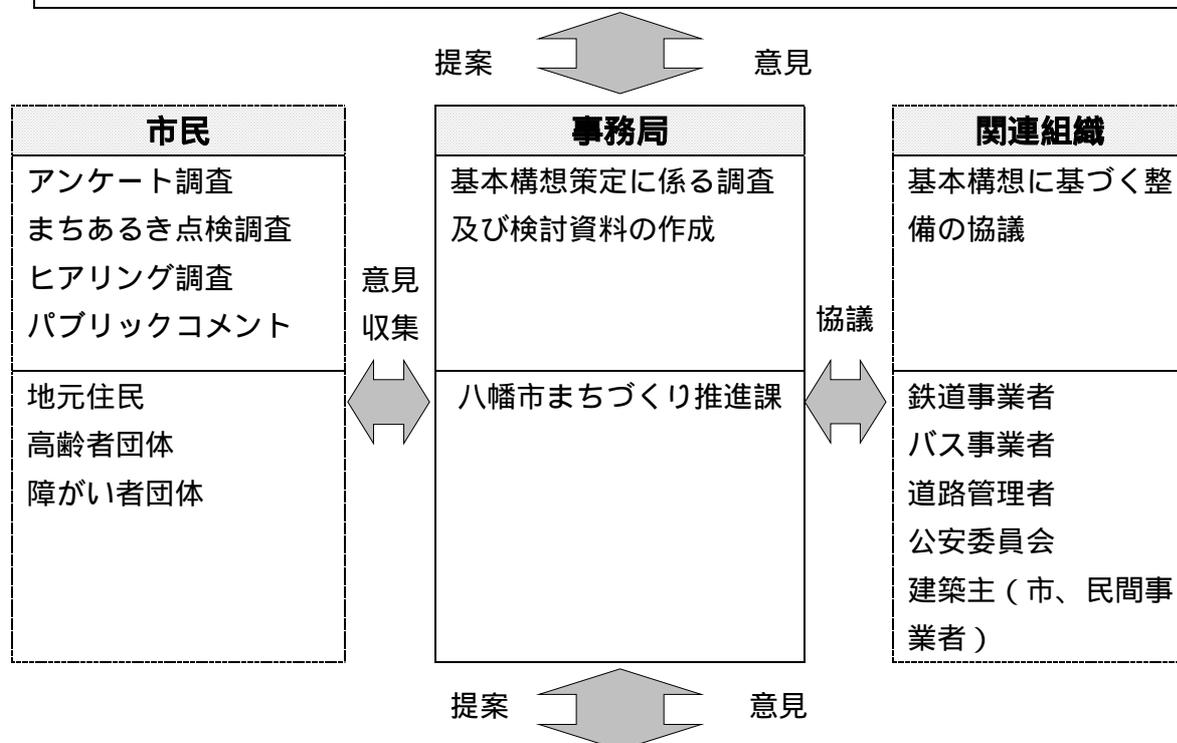
この規程は、平成 2 0 年 9 月 1 日から施行する。

資料4.八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会構成メンバー（平成22年2月現在）

役 職	氏 名	備 考
都市整備部長	大石 正直	座長
都市整備部次長	山本 清利	副座長
政策推進課長	茨木 章	
総務課長	西脇 居則	平成21年度
	福田 好男	平成20年度
商工観光課長	井上 種三	
福祉総務課長	内藤 恵美子	
子育て支援課長	上林 敏哲	
健康推進課長	木村 康博	平成21年度
	藤井 裕子	平成20年度
高齢介護課長	符川 裕子	平成21年度
	長村 敏弘	平成20年度
障がい福祉課長	福田 好男	平成21年度
	河上 高志	平成20年度
計画・公園課長	藤田 孝志	
管理・交通課長	南村 十三	
道路河川課長	山本 友孝	平成21年度
	川本 武美	平成20年度
教育総務課長	大野 功	
まちづくり推進課長	山本 清利	平成21年度 事務局長
	岸本 洪一	平成20年度 事務局長

資料5. 八幡市バリアフリー基本構想策定の体制

八幡市バリアフリー基本構想検討協議会	
基本構想策定に関する協議及び基本構想の実施に係る連絡調整	
構成員：学識経験者 市 民（地元住民代表、高齢者団体代表、障がい者団体代表、商工会代表、社会福祉協議会代表、PTA連絡協議会代表、公募市民） 公共交通事業者（京阪電気鉄道株式会社、京阪バス株式会社） 道路管理者（国土交通省近畿地方整備局京都国道事務所、京都府山城北土木事務所） 公安委員会（八幡警察署）	



八幡市バリアフリー基本構想庁内検討会	
基本構想案の作成及び関連する事項の検討	
構成員：都市整備部長、都市整備部次長、政策推進課長、総務課長、商工観光課長、福祉総務課長、子育て支援課長、健康推進課長、高齢介護課長、障がい福祉課長、計画・公園課長、管理・交通課長、道路河川課長、教育総務課長、まちづくり推進課長	

資料6. 八幡市バリアフリー基本構想策定の経緯

<p>第1回 庁内検討会 平成20年10月24日</p>	<p>< 議 題 > バリアフリー新法及び基本構想と基本構想策定の流れ 八幡市のバリアフリーに関する概況 市民アンケート(案)の検討</p>
<p>第1回 基本構想検討協議会 平成20年11月6日</p>	
<p>アンケート調査 平成20年11月28日～12月20日</p>	<p>< 概 要 > アンケートは、重点整備地区の選定や整備計画に向けた課題を把握するため、市に在住する高齢者、障がい者等を対象として実施 ヒアリングは、アンケート結果を補足するものとして、障がい者団体より詳細な意見収集を目的として実施</p>
<p>ヒアリング調査 平成21年1月9日～1月27日</p>	
<p>第2回 庁内検討会 平成21年2月26日</p>	<p>< 議 題 > アンケート調査等結果の概要 八幡市バリアフリー基本構想の目標と基本方針 重点整備地区の設定</p>
<p>第2回 基本構想検討協議会 平成21年3月13日</p>	
<p>まちあるき点検調査、意見交換会 平成21年5月23日</p>	<p>< 概 要 > 生活関連施設(案)と生活関連経路(案)について協議会委員及び一般参加者らにより調査等を実施</p>
<p>第3回 庁内検討会 平成21年7月15日 (意見照会 8月19～20日)</p>	<p>< 議 題 > まちあるき点検調査の概要と結果報告 重点整備地区における整備計画 総合的なバリアフリー化の推進 八幡市バリアフリー基本構想素案 パブリックコメントの募集方法について</p>
<p>第3回 基本構想検討協議会 平成21年8月24日</p>	
<p>パブリックコメント 平成21年10月1日～10月20日</p>	<p>< 概 要 > 八幡市バリアフリー基本構想素案に対する意見聴取</p>
<p>庁内検討会 意見照会 平成21年11月10～18日</p>	<p>< 議 題 > パブリックコメント募集の概要と結果報告 八幡市バリアフリー基本構想素案の修正 バリアフリー整備の状況</p>
<p>第4回 基本構想検討協議会 平成21年11月30日</p>	

資料7.パブリックコメント（意見募集）の結果

1.パブリックコメントの募集方法

八幡市バリアフリー基本構想策定に係るパブリックコメントは、市の「パブリックコメント募集に関する指針」に従い、募集対象を市内在住、在勤、在学の人とし、次の方法により実施し、意見募集を行いました。

（1）公開方法

市のホームページでの公開

素案及び概要版をダウンロードし閲覧できるようにして募集しました。記入用紙もダウンロードし、ファイルに直接記入して電子メール送信ができるようにしました。

各施設への素案配置による閲覧

14施設に配置し募集しました。

図書館、公民館	生涯学習センター、八幡市民図書館、 男山公民館、橋本公民館、志水公民館、山柴公民館
コミュニティーセンターなど	川口コミュニティーセンター、美濃山コミュニティーセンター、 生活情報センター、京都やましろ農協八幡市支店
交流センターなど	八幡人権・交流センター、有都交流センター、 八幡市社会福祉協議会
市役所	都市整備部まちづくり推進課

市広報への素案概要の掲載

平成21年10月号「広報やわた」に概要版の内容の一部を掲載し意見募集しました。

（2）意見の提出方法

郵送：記入用紙による郵送

ファックス：記入用紙によるファックス送信

電子メール：ホームページ内からの電子メール送信

窓口：まちづくり推進課及び各施設窓口へ記入用紙の提出

2.意見募集期間

平成21年10月1日（木）～10月20日（火）

3.提出された意見の概要と意見への考え方

（1）意見の結果

意見提出者：2名

意見総数：5

(2) 意見の概要と市の考え方

	意見内容	市の考え方
1	私は自転車で通勤しています。安全のため、大谷川沿いを走行していますが、雨上がりには、水たまりが多く困難です。一部、舗装されている所もあるので、全面舗装していただきたい。	バリアフリー基本構想における道路整備は、生活関連施設を結ぶ生活関連経路について優先的に整備を進めるもので、当該箇所は生活関連経路ではありません。大谷川沿いの通路は河川管理用通路であり、市で散策ルートとしての整備計画を作成しております。より快適な歩行や自転車通行などの環境確保について検討が行われるよう、施設設置管理者である京都府に働きかけていきます。
2	駐輪場（駅北側）から直接ホームへ行けるようにしてください。	八幡市駅の整備目標において、「駅北側からの移動等円滑化経路の確保に関する検討」と記載しているとおり、今後、長期的な視点で駅北側から駅へ、高齢者や障がい者なども円滑に利用できる移動経路について検討していきます。また検討内容に応じて京阪電鉄㈱と協議を行っていきます。
3	踏切（八幡市駅東側）で人と車がいっぱいになるので歩道があれば安全になると思います。踏切に歩道の設置をしてください。	現状では、踏切道の両端 70cm 程度を白線で視覚的に分離し、歩行スペースを明示しています。しかし、当該踏切道は幅員が狭く、線路のポイントをはじめとした列車運行設備と河川に挟まれているため、現時点では拡幅して歩行スペースを確保することが困難です。今後継続して、当該踏切道付近における列車運行設備の変更や見直しが可能か京阪電鉄㈱と協議を行い、踏切道の歩道整備について検討してまいります。
4	<p>駐車場等への車両乗入れ部の平坦性確保は大きな課題だと思う。いわゆる自費段差解消により、狭い歩道の平坦性が安易に破壊されている現状がある。自費段差解消許可については厳格にすべきだと思う。</p> <p>また、既に関東地方では、車両乗入れ部の特殊縁石が普及している。数年前に業者に確認したところ、関西では製造されていないとのことだが、本市にも導入をお願いしたい。</p>	基本構想策定のためのまちあるき点検調査においても、高齢者や障がい者などから、乗入れ部のこう配が急であるとのこと指摘を頂いており、本市でもバリアフリー上の課題として認識しております。基本構想では、生活関連経路における歩道のある道路の整備方針として、「横断こう配 1%（やむを得ない場合は 2%）以下の平坦部分の幅員を 1m 以上確保」するよう定めており、今後は、改善が見込まれます。また、生活関連経路以外の道路についても、「高齢者や障がい者などが日常生活、社会生活で利用する施設が集積している箇所もあることから、そのような地域の生活の中心となりうるエリアについては、適切な事業実施の機会を捉えバリアフリー基本構想に準じた整備を行っていくこと」としており、自費による歩道施工などの際には、歩道におけるバリアフリーが確保されるよう適切な指導を行います。

4		<p>関東地方で採用されている車両乗入れ部の特殊縁石については、本市では採用しておらず、普通縁石を採用しております。特殊縁石の流通はまだ一般的ではないため、普通縁石を標準として特殊縁石の使用については将来の課題とします。</p>
5	<p>低床バスの導入は進んでいるが、車いす固定に時間がかかり、障がいのある人は、他の乗客に気を遣わなければならない。リフトカーなどに採用されているワンタッチ固定装置のバスへの導入をお願いしたい。</p>	<p>国土交通省では、「公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を示しており、ガイドラインにおいて、車いすスペースの標準的な整備内容として、「車いす固定装置は、短時間で確実に車いすが固定できる構造」と定めています。また、「前向きの場合は3点ベルトにより床に固定する」とも定められており、現在、走行している低床バスは、このガイドラインに沿った構造となる整備が進められています。しかし同ガイドラインの「課題と今後の展望」の項において次のような課題が示されており、今後の改善に向け調査、研究が行われています。</p> <p>『標準仕様において示されている3点式の固定装置は、これまでの研究成果により安全性、汎用性等の点から受け入れられ、現状では多くのノンステップバスに普及している。しかしながら、短い停車時間内に固定、解除を行うことは車いす使用者や乗務員にとって負担が大きく、他の利用者にとって与える影響も大きい。このため、より操作性が高く、安全かつ確実に固定できる装置の開発が必要である。一方で、車両側だけでなく、車いす側の強度や、固定位置の改善等の課題も多く存在し、新たな装置の開発には一定の時間を要するものと考えられる。</p> <p>いずれの装置についても、現在、安全面及び操作性の改善を図るための調査、研究が進められており、その成果が待たれるところである。』</p>

あ

移動等円滑化基準

バリアフリー新法に基づき、移動及び施設の利用を円滑にするために必要な構造や設備に関して国が定めたもので、「公共交通移動等円滑化基準」、「道路移動等円滑化基準」、「都市公園移動等円滑化基準」、「建築物移動等円滑化基準」(各項目参照)などがあります。

移動等円滑化経路

建築物移動等円滑化基準で定められる基準のひとつで、道等から不特定多数、又は高齢者、障がい者等が利用する居室、及び障がい者等が利用できるトイレ、車いす使用者用駐車施設までの経路について、段の解消や車いす使用者も容易に開閉できる戸にするなどのバリアフリー化された経路のことです。

インターロッキングブロック

インターロッキングとは、かみ合うという意味があり、コンクリート等により製造されたレンガ大のブロックを、組み合わせて施工する舗装方法で、歩道の舗装としてよく用いられます。



運行情報提供設備

文字により電車の接近等を知らせる設備です。音声案内等により情報を得ることができない聴覚障がい者も情報を得ることができます。



LED式信号機

LED(light Emitting Diode)とは発光ダイオードのことです。従来の電球による信号機より明るいため視認性が向上するほか、消費電力を抑える効果や信号機の長寿命化などの効果も得られます。



オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどにより、臓器に機能障がいを負い、腹部に人工的に排泄のための孔を造設した人のことです。オストメイトはパウチと呼ばれる排泄用の袋状の装具を装着しているため、通常の便座は利用できず、パウチを洗浄する水洗器具等が必要となります。



か

ガイドライン

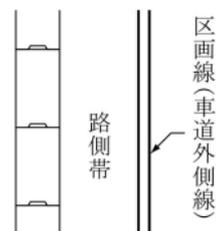
移動等円滑化基準を補完するもので、望ましい整備に関する事項や具体的な整備方法などが示されています。現在、旅客施設・車両、建築物、公園、道路について各種ガイドラインが発行されています。

京都府福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

京都府の条例に基づく整備基準と整備誘導基準の図解のほか、さらに整備が望まれる事項や施設整備の際の参考となる事項を示したマニュアルです。

区画線

京都府や八幡市などの道路管理者が設置するもので、おもに白のペイントなどにより路面上に表示します。具体的には車道外側線などがあり、車道外側線は白の実線で道路の路端寄りに引かれるものです。歩道のない道路では、車道外側線から外側の部分は路側帯となります。



グレーチング

鋳鉄や鋼鉄製の金物でできた網状のふたで、歩行者などの転落を防止するために側溝の上に設置するものです。

蹴込み(けこみ)

車いす使用者が券売機に正対して使用する場合、つま先部分がつかえて券売機に近づきづらい状況となります。そのため、券売機の足元付近に蹴込みと呼ばれる凹部を設けることで券売機に近づきやすくなり、より高い位置のボタンも操作可能となります。

建築物移動等円滑化基準、建築物移動等円滑化誘導基準

建築物移動等円滑化基準は、建築物内の廊下や便所、エレベーターなどのほか、敷地内の通路や駐車場について守るべき基準が示されています。

一方、建築物移動等円滑化誘導基準は、正式名を「高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準」といい、建築物移動等円滑化基準より望ましい基準を示したものです。

こう配

傾きのことをいい、道路こう配の表示には一般的に「%」表示が用いられます。パーセント表示は、水平距離に対する垂直距離の割合を示したもので、例えば、水平距離 1m に対して 5cm の高低差が生じている場合、こう配は 5% となります。

高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準

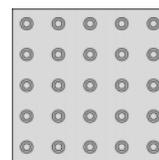
国土交通省により編集され平成 19 年度に発行された建築物のガイドラインです。廊下や便所、エレベーター等の各項目について、基準や望ましい整備について図解などにより詳しく示されています。

公共交通移動等円滑化基準

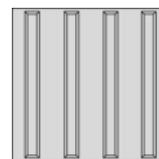
正式な名称は「移動等円滑化のために必要な旅客施設または車両等の構造及び設備に関する基準」であり、旅客施設のエレベーターやトイレなどの設備に関する基準のほか、鉄道やバスの車両について移動等円滑化を図っていく基準が示されています。

視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）

視覚に障がいのある人が杖や足の裏の触覚でその存在や大まかな形状を確認できるような突起をつけたブロックのことで、一般に点字ブロックとも呼ばれます。注意喚起のための点状ブロックと、行く先を誘導するための線状ブロックがあります。なお、視覚障害者誘導用ブロックは、各製造者により様々な形状のものが販売されていますが、平成 13 年に JIS 規格化されており、ガイドラインでは JIS 規格の使用が推奨されています。



点状ブロック

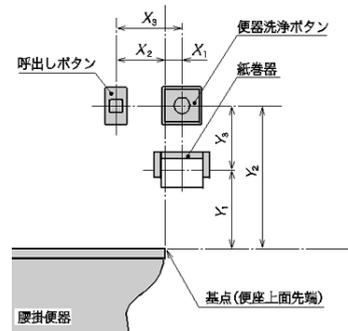


線状ブロック

JIS 規格による洗浄ボタンの配置

トイレの洗浄ボタンの位置や形状は様々であることから、視覚障がい者の利用者には、初めて使用するトイレでは洗浄ボタンの位置が分からないといった問題がありました。

平成 19 年 3 月「公共トイレの操作系設備の共通ルール」として、便器洗浄ボタン、紙巻器、呼出しボタンといった公共トイレの操作系設備の共通ルールが制定され、位置等を統一する JIS 規格が定められました。

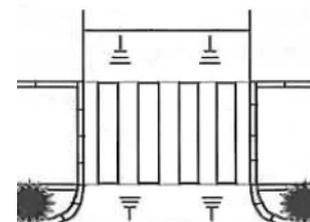


施設設置管理者等

施設設置管理者とは、鉄道やバスなどの公共交通事業者、市道や府道などの道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者及び建築主等の施設のバリアフリー化を行う事業者をいいます。また、施設設置管理者等の「等」は信号機などを管理する公安委員会を含んで呼ぶときに使用します。

スムーズ横断歩道

通常、横断歩道部は歩道の高さよりも低くなっていることから、歩道の構造によってはすりつけによる急こう配が生じる箇所があります。スムーズ横断歩道は、横断歩道部の車道の高さを歩道の高さと同等とすることにより、歩道のすりつけによる急こう配が生じないような構造の横断歩道です。



重点整備地区

生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であるほか、生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることがとくに必要とされ、かつ移動等円滑化のための事業を重点的、一体的に実施することが有効な地区をいい、おおむね 400 ヘクタール未満の区域とする必要があります。

触知図、触知案内図

視覚障がい者が施設等の案内図を触って判読できるよう、施設の形状や設備の配置、名称などについて浮き文字により示した案内板です。建築物や駅舎、公園の出入口付近のほか、トイレ等の出入口に設置されます。

スパイラルアップ

バリアフリー化を図るうえで、事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障がい者等が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、他のプロジェクトに生かすことによって行われる、段階的かつ継続的な発展のことであります。

生活関連施設、生活関連経路

生活関連施設とは、高齢者、障がいのある人等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、生活関連経路とは、生活関連施設の間を結ぶ、道路、駅前広場や建物内及び敷地にある通路などのことです。

た

多目的トイレ

車いす利用者だけでなく、オストメイト（人工肛門や人工膀胱の保持者）、乳幼児連れの家族、妊婦、高齢者等が利用可能な複数の機能を有したトイレです。

段鼻部（だんばなぶ）

階段等の段の先端のことです。また、階段の段鼻部は、移動等円滑化基準により明度差（明暗の差）等を設けるよう示されています。



チェアメイト

エレベーターの設置されていない施設等で使用されるキャタピラ式階段昇降機のことです。



低床バス

通常のバスより床面が低いバス。地面から床面までが 55cm 程度で乗降ステップが 1 段のワンステップバスと 25～30cm 程度で乗降ステップのないノンステップバスがあります。

点字案内板

エレベーターやトイレ付近に設置される、点字による説明板です。トイレの男女の別やエレベーターの操作ボタンの開閉の別などを表示します。

透水性舗装

路面に水がたまらないように雨水を地下に円滑に浸透させる構造を持った舗装です。

道路移動等円滑化基準

道路移動等円滑化基準は正式名を「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」といい、歩道の幅員や舗装、こう配などについて守るべき基準が示されています。

特定事業計画

施設設置管理者等が、バリアフリー基本構想に即して実施する事業について具体的な事業内容やスケジュール等を定める事業計画です。バリアフリー新法においてバリアフリー基本構想策定後に各施設設置管理者等が定めることが規定されています。

特定旅客施設

おもに1日の利用者数が5,000人以上の旅客施設をいいます。本市ではすべての駅がこれに該当します。なお、特定旅客施設も生活関連施設に含めることができます。

特定建築物、特別特定建築物

特定建築物は、多数の者が利用する建築物で法令に定められたものをいい、学校、病院又は診療所、集会場など用途が22項目あります。特別特定建築物は、特定建築物のうち不特定多数の者が利用するもの及び主として高齢者、障がいのある人等が利用するもので、特別支援学校、病院又は診療所、集会場など用途が19項目あります。

都市公園

都市公園法で定められた公園や緑地で、都市計画上必要な施設として定められたものか、都市計画区域に設置するもので、本市では児童公園以外の公園や緑地が該当します。

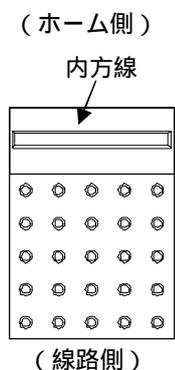
徒歩圏

国が実施するパーソントリップ調査（人の動きを調べ、交通機関の実態を把握する調査）においては、徒歩圏は概ね0.5～1kmとされています。

な

内方線

ホームの縁端には視覚障がい者の転落を防止するためホーム縁端に点状ブロックを敷設する必要があります。しかし、点状ブロックは正方形で方向性を持たないことから、視覚障がい者は点状ブロックの上に立っていても、どちらが線路側で、どちらがホーム側なのかわからなくなるため、ガイドラインでは、ホーム縁端に敷設する点状ブロックのホーム側に内方線を示すよう推奨しています。



ノーマライゼーション

障がいを持つ人も、持たない人も、社会の一員として、お互いに尊重し支えあいながら、地域の中でともに生活する社会こそがあたりまえの社会であるという考え方です。

は

ピクトグラム（標準案内用図記号）

伝えたいイメージが一見して理解できるよう、絵文字等により表現したサインのこと。交通エコロジー・モビリティ財団により 125 種類の標準案内用図記号が公表されています。



お手洗い



エレベーター

バリアフリー

高齢者や障がい者、妊産婦等の移動に制約を受けやすい人の妨げとなる障壁（バリア）を除去することです。広義には、段差解消等の物理的環境の改善だけでなく、人間の心理的なバリアや社会的な制度のバリアを除去することも含まれます。

ま

耳マーク

聴覚障がい者は、障がいそのものが分かりにくいために誤解をされたり、不利益を受けたり、危険にさらされたりするなど、社会生活の上で不安が多くあります。そのため、耳の不自由を自己表示する必要があるということで考案されたシンボルマークです。施設等の窓口には、筆談等により聴覚障がい者への対応が可能であることを示すため、設置の普及が進められています。



や

八幡市福祉のまちづくり要綱

昭和 60 年八幡市告示第 21 号として定められ、平成 17 年 6 月に改正を行っています。高齢者、障がい者等の社会生活上の不自由さを有する市民が、地域社会の中でともに生きていくことができるよう、福祉のまちを築こうとすることを基本理念とし、本市独自の整備基準を定めています。

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、身体的能力など人々の様々な特性や違いを超えて、すべての人が利用しやすいことを初めから考慮してまちづくりやものづくりなどを行う考え方をいいます。

ユニバーサルベッド

多目的トイレに設置する設備で、成人も介護できるよう配慮された大型のシートです。多目的トイレの利用者の支障とならないよう、一般的には折りたたみ式となっています。



路外駐車場

路外駐車場とは、駐車場法第二条で定められており、道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるものをいいます。また、このうちバリアフリー新法で対象となるものは特定路外駐車場といい、一般公共の用に供し、駐車マスの部分の合計面積が 500 m²以上のものであって、利用の際、駐車料金を徴収するといった要件を備える駐車場です。本市では、八幡市営駐車場及び橋本駅前駐車場が該当しています。